

第 21 期第 9 回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和 4 年 12 月 12 日（月曜日）15 時 00 分

2 開催場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 第 2 水産ビル 4 階 4S 会議室

3 出席委員

会長 野川秀樹 副会長 福士國治 委員 鈴木和博 委員 中野信之
委員 小川勝士 委員 佐々木昇 委員 渡邊哲也 委員 毛利元紀
委員 大井 昇 委員 牧野良彦 委員 山口俊介 委員 木村直哉
委員 杉若圭一 委員 斎藤裕美 委員 清水宗敬 委員 井尻成保
委員 古谷直樹
（出席 17 名）

4 議事録署名委員

大井 昇及び牧野良彦

5 事務局

事務局長 柳原雄三

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課	サケマス内水面担当課長	松村 悟
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	遊漁内水面係長	小川元樹
	主査（内水面）	小川春人
	遊漁内水面係 主事	佐藤往志
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	内水面資源部長	楠田 聡

7 議題

議案第 1 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)

8 議事内容

（事務局）

それでは、ただ今から第 21 期第 9 回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開
会にあたりまして野川会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

（野川会長）

委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には年末を控
えて何かとお忙しい中、また、今日、札幌では結構雪が降りましたが、足下の悪い中、
委員会にご出席を頂きまして、お礼を申し上げたいと思います。また、公務多忙の中、北

北海道水産林務部及びさけます内水試の皆様にも、ご臨席を頂きました。ご臨席に感謝申し上げますとともに委員会の審議につきまして、よろしくご指導の方をお願いします。

今日は本年最後の委員会ということでございます。昨年同様、新型コロナウイルスがなかなか収束をしない中、また、感染が懸念される中で委員の皆様には毎回ほぼ15名近い委員の方に出席をして頂きまして、予定したとおり委員会を開催することができました。委員の皆様は改めて、ご協力に感謝申し上げますとともに、来年も年明け早々に委員会が開催される予定になっております。状況的には新型コロナウイルスが、なかなか収束しない中での開催になるかと思っておりますけれども、引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

今日の委員会でございますが、漁業法の改正に伴いまして知事の方から諮問されることになりました、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について、ご審議を頂くこととしております。委員の皆様には慎重な審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。今日は、よろしくお願い致します。

(事務局)

次に、ご臨席を頂いております松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶を頂きます。

[来賓挨拶]

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。野川会長はじめ委員の皆様方におかれましては、日頃から本道水産行政の推進にあたりまして、深いご理解と、ご協力を頂いていることに対しまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、本日は委員会に先立ちまして、漁業権切替に係る1回目の小委員会が開催されまして、委員の皆様には引き続き、また、ご出席頂きありがとうございます。本日は議案第1号としまして、内水面において最も漁獲が多く重要な漁業であります、しじみがい桁網漁業の令和5年許可に係る制限措置について、ご審議頂くこととなっております。

今後も漁業権の切替に関する検討をはじめとする協議が続きますが、引き続き皆様のご尽力、ご協力を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

松村課長ありがとうございました。この後の議事進行は野川会長にお願い致します。

[議事]

(野川会長)

それでは初めに出席委員の人数報告をさせていただきます。本日は委員定数18名中16名の委員の出席を頂いておりますので、委員会は成立していることを報告させていただきます。続きまして、議事録署名委員を指名させていただきます。今日は大井委員と牧野委員にお願い致します。よろしくお願い致します。

それでは早速、審議に入りたいと思います。議案第1号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)」を上程致します。事務局より説明を致します。

(事務局)

議案第1号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について、ご説明致します。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法により、大臣許可漁業の規定を準用する形で知事許可漁業の手続きが法定化され、知事が許可等をしようとするときは制限措置を定めて、制限措置の内容及び申請すべき期間を公示することとなりました。また、これらを定めるときは、委員会の意見を聴かなければならないとされており、毎年、この時期に諮問されることとなったものでございます。

[渡邊委員入室]

令和2年12月の第20期第15回委員会で初めてご審議を頂き、今回が3年目となります。今般、北海道知事から、11月14日付けでオホーツク総合振興局管内と留萌振興局管内の小型機船底びき網漁業(しじみがい)に係り、それぞれ諮問があったものがございます。事務局からの説明は以上でございます。

(野川会長)

引き続きまして漁業管理課の方から、制限措置等の諮問の具体的内容についてご説明を申し上げます。

[漁業管理課説明]

(漁業管理課 小川主査)

漁業管理課で内水面漁業の担当主査をしています小川と申します。どうぞよろしくお願ひします。議案第1号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について説明いたします。漁業の許可においては北海道漁業調整規則により、原則、漁業種類、操業区域等の制限措置とともに申請すべき期間を定め、申請者が適格性に抵触せず制限措置の範囲内の内容であれば許可しなければならないとされており、これらを定めるにあたっては漁業法及び漁業調整規則の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとされていることから、今回、オホーツク及び留萌管内のしじみがい漁業に係る制限措置及び申請期間等について諮問するものです。なお、公示については各振興局のホームページ上にて行う予定となっております。

次に資料の9ページをご覧ください。漁業許可の手続きの資料となります。手続きは1の継続漁業となる、まき網、こぎ網、さけます流し網等と、それ以外の2の新規漁業となるものがあり、内水面におけるしじみ桁網漁業は新規漁業の手続きとなり、申請に先立ち制限措置等の公示を行うにあたり委員会に諮問するものです。3の許可の流れですが、諮問、公示後、申請期間内に北海道が申請を受け、適格性等を審査した上で許可処分を行うこととなります。

なお、北海道の内水面で知事許可漁業が行われているのは、今回諮問致しますオホーツク管内と留萌管内のしじみ漁業のみとなっております。オホーツク管内においては、網走漁協が網走川、西網走漁協が網走川や網走湖、紋別漁協及び湧別漁協がシブノツナイ湖、雄武漁協が御西川を、留萌管内においては、北るもい漁協が天塩川やパンケ沼などを操業区域として、主に5トン未満の船外機船等の小型漁船により操業されております。

次に、資料戻って頂きまして2ページ目をご覧ください。オホーツク総合振興局の公示案となります。操業区域は網内共第3号、4号、9号、11号共同漁業権漁場区域、漁業時期は2月1日から12月31日まで、隻数は3号と4号を操業区域とする場合は41隻以内、3号のみの場合は15隻以内、9号は22隻以内、11号は10隻以内、トン数は3号、4号、9号が15トン未満、11号は5トン未満、漁業を営む資格は1オホーツク管内に住所を有す

るもの、2 漁業権又は組合員行使権を有するもの、申請期間は随時となっており、その他の内容は備考に記載のとおりとなっております。3 ページから 4 ページに許可等に関する制限措置等の取扱を参考添付しておりますので後ほどご確認ください。

次に資料 6 ページをご覧ください。留萌振興局の公示案となります。操業区域は留内共第 1 号共同漁業権漁場区域、漁業時期は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで、隻数は 33 隻以内、トン数は 5 トン未満、漁業を営む資格は 1 留萌管内に住所を有するもの、2 漁業権又は組合員行使権を有するもの、申請期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までとなっており、その他の内容は備考記載のとおりとなっております。7 ページから 8 ページ目に留萌管内の許可等に関する制限措置等の取扱を参考添付しておりますので後ほどご確認ください。

次に 10 ページ目をご覧ください。こちらは本諮問に係る関係法令を抜粋しておりますので後ほどご確認ください。なお、これらの内容につきましては漁業権者、関係漁業者などと十分協議した内容となっております。私からの説明は以上とさせていただきます。

[質疑応答]

(野川会長)

ありがとうございます。ただ今、議案第 1 号につきまして、事務局及び漁業管理課から、諮問に至った経過、あるいは手続き、諮問の具体的な内容について説明を申し上げました。これから、審議の方に移って参りたいと思います。委員の皆様から質問等ありましたら発言をお願いします。何かございますでしょうか。よろしいですか。無いようでございますので、議案第 1 号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等については、妥当である旨を、知事に答申することによってよろしいでしょうか。

(委員) 〈ハイの声あり〉

(野川会長)

ありがとうございます。それでは、議案第 1 号につきましては、妥当であると認める旨、知事の方に委員会から答申することに致します。本日の議案は一つでございますので、議案の審議はこれで終わりということになります。続きまして、その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

先ほど 1 時半から開催されました第 1 回漁業権切替小委員会の内容でございますが、漁業管理課から、今回につきましては、現地調査や振興局を対象としたヒアリングを基に現行の漁業権の活用状況について説明がございました。それを基に漁場計画素案を作成することとでございます。漁場計画素案の説明や協議につきましては、次回、来年 1 月 16 日となります。

次回、来年 1 月 16 日の第 10 回委員会でございますが、近日中に開催通知を送付させていただきます。また、来年 2 月に開催予定の第 11 回委員会の日程調整をさせていただきます、年内に日程を固め会場を確保したいと考えております。お手数でございますが、お配りしている日程調整の用紙に、ご都合をご記入の上 FAX で送付頂くか、メールでご連絡をさせていただきます。委員さんにつきましては、メール等でご連絡頂きますよう、よろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

(野川会長)

ただ今、事務局の方から小委員会の検討内容についてのお話と、委員会開催日程のお話

がございました。小委員会の議論を踏まえて、次回に共同漁業権に関する漁場計画等の説明があるかと思しますので、小委員会の議論の中身を委員の皆様にお知らせすることができるのではないかと考えております。

ただ今の事務局の説明について何かご質問等ございますでしょうか。次回は1月が16日ですね、ちょっと慌ただしい時期での開催となりますけども。

(小川主査)

管理課の方から話題提供一つよろしいでしょうか。

(野川会長)

はい、どうぞ。

(小川主査)

うなぎ養殖について一つ話題を提供させていただきます。今現在、申請中ではあるんですがオホーツク管内の方から1件、うなぎ養殖の許可申請が今、上がっている状況です。水産庁さんの方には、内容確認等も終え許可になる見込みということで連絡を受けておりますので、近日中にうなぎ養殖が1件許可されることとなるかと思っております。話題提供については以上でございます。

(野川会長)

何か今の話題提供に関しまして。

(井尻委員)

はい。数年前も水産庁から許可しないと聞いていたので、許可されるというのは。オホーツク管内では、やっておられるっていうのは知ってはいたんですけど。今まで小規模でやってたところですか。大樹町ですか。

(小川主査)

オホーツク管内で北見の方になります。内容としては許可枠を譲り受けてやられるというふうに聞いており、全くの新規ではなく、許可枠を他の業者さんから譲り受けてやられる計画となっております。

(井尻委員)

それなら分かります。もうちょっと、どういうところがやるのか、話せる範囲であれば。

(小川主査)

具体的な者ですとか、その辺はちょっとお答えしかねます。

(井尻委員)

分かりました。

(野川会長)

他に。はい、どうぞ。

(大井委員)

9 ページ目に読み替えという言葉がありますけども、どういうふうに理解すればよろし

いのでしょうか。改正漁業法の説明を前に聞きましたが、ここでも理解していなかったのですが、これ、読み替えてというのは、58条を42条に読み替えて、ということなんですか。そして、その改正漁業法に基づいて、道の調整規則が変えられている、変えたってことなんですか。ちょっと理解できなくて、読み替えて、どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

(野川会長)

10ページですか。

(大井委員)

10ページということではなくて、諮問に出てきますよね。例えば2ページ目。漁業法第58号において読み替えて準用する同法第42条、これ読み替えてというのは、58条が、そもそもあって、それに基づいて42条を適用している。そういうのですか。読み替えという言葉がなかなか理解できなくてすみません。

そしてここに10ページ目に改正漁業法の線が引いてあるところありますけども、その下に漁業調整規則ありますけども。これ改正漁業法の文言に基づいて、漁業調整規則で詳しく書かれていますよね。そもそも、これ読み替えてとは、言葉として、どういうふうに理解すれば良いのか教えて下さい。

(小川主査)

ご質問ありがとうございます。少々お時間をください。

(事務局)

58条で大臣の部分を知事に、国の審議会を海区委員会というような読み替えがございます。

(大井委員)

58条を42条に、どういう関係なのかな。

(小川主査)

規定については、法上、海の方の海区委員会という文言が書いてあるのですが、内水面の場合、内水面漁場管理委員会に読み替えて適用するという内容になっております。

(大井委員)

内水面に読み替えて、ということなんですね。

(小川主査)

はい。そうですね、この委員会の名前を、海だと規定上は海区漁業調整委員会と書いてあるのを、内水面のことは内水面漁場管理委員会と読み替えているということです。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。無いようでございますので、これで今日の委員会で事務局から用意した案件は以上でございます。委員の皆様から何か特段ございますでしょうか。よろしいでしょうか。無いようでございますので、本日の委員会はこれで終了致します。お疲れ様でした。